○厚生労働省告示第二百四十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）
1～2．3　（略）	1～2．3　（略）
3　試験	3　試験
3．1～3．2　（略）	3．1～3．2　（略）
3．3　原液の試験	3．3　原液の試験
3．3．1～3．3．3　（略）	3．3．1～3．3．3　（略）
3．3．4　分子サイズ分布試験 原液を希釈し、ポリメタクリレート樹脂を充てんしたカラムを用いたサイズ排除クロマトグラフィーにより試験を行い、分子量M_w及び流体力学的半径Ｒｈを求めるとき、M_wは4．2×10^6Ｄａ以上、Ｒｈは30ｎｍ以上でなければならない。	3．3．4　分子サイズ分布試験 原液を希釈し、ポリメタクリレート樹脂を充てんしたカラムを用いたサイズ排除クロマトグラフィーにより試験を行い、分配係数K_D、分子量M_w及び流体力学的半径Ｒｈを求めるとき、K_Dは0．37以下、M_wは4．2×10^6Ｄａ以上、Ｒｈは30ｎｍ以上でなければならない。
3．3．5～5．1　（略）	3．3．5～5．1　（略）

○農林水産省告示第千九十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年七月五日

農林水産大臣　山本　有二

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26024号

2　品種登録の年月日　平成29年6月28日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Fragaria L.

4　登録品種の名称　あまたんく

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

エモテント・アグリ株式会社

福岡県糸島市南風台8丁目4番11号

7　出願公表の年月日　平成26年8月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する。（平成二十九年八月五日及び同月六日の午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十九年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第六百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北の関川五

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県みやま市山川町北関

字北園　三一二番一　一号

三一二番二　二号

三〇二番　三号及び四号

三〇三番三　五号から九号まで

三一三番三　十号

三三八番二　十一号

三三八番一　十二号

字平瀬　三一四番　十三号

字宮林　四一五番　十四号及び十五号

○国土交通省告示第六百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

斧研谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十六年国土交通省告示第六百五十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字坂元

字宮田　六六六番五二　一号及び七号

六六六番三七　二号

六六六番三八　三号

六六六番一二七　四号

六六六番五一　五号

六六六番一一九　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号と九号を平成二十六年国土交通省告示第六百五十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号と十号を結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十六年国土交通省告示第六百五十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱八号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字坂元

字宮田　六六六番四四　八号から十一号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仲瀬谷川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日向市東郷町山陰

字仲瀬　戊三八三番九　一号及び二号

戊三八〇番　三号及び四号

字上ノ原　戊三七〇番二　五号

戊三七〇番一　六号及び十六号

戊三六七番イ　七号

戊三六四番三　八号

戊三七四番二　九号

地先道路敷　戊三七三番　十号及び十一号

戊三六八番三　十二号

戊三六六番二　十三号及び十五号

戊三六九番　十四号

戊三七一番乙　十七号

戊三七五番一　十八号及び十九号

○国土交通省告示第六百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一